

## 第13章 水防報告等

### 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況ならびに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名およびその箇所
- (3) 警戒出動および解散命令の時刻
- (4) 水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
- (5) 防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類および数量並びに消耗量および員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量および使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況およびそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者およびその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 2 水防報告

#### (1) 水防管理者への報告

水防活動に従事した各班および消防団等は、水防活動終了後、速やかに様式－1により水防管理者に報告するものとする。様式－1は、資料編第7章1(1)に示す。

#### (2) 県への報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式－2により、水防活動実施後5日以内に地域振興局建設部長を経由して水防本部長に報告するものとする。様式－2は、資料編第7章1(2)に示す。

### 3 被害調査および報告

水害の発生した場合の被害調査および報告については、本市地域防災計画に定める「被害状況の収集・伝達」を準用する。